

令和7（2025）年度
兵庫県立芦屋国際中等教育学校

P T A 総会資料

書面表決

総 会 次 第

議事

- ① 令和6年度事業報告
- ② 令和6年度収支決算報告
- ③ 会計監査報告
- ④ 令和7年度P T A本部役員・会計監査の承認
- ⑤ 令和7年度事業計画（案）の審議
- ⑥ 令和7年度収支予算（案）の審議
- ⑦ 規約改正についての提案

令和6年（2024）度事業報告

■ 本部及び運営委員会活動

4月	20日 令和6年度 P T A 総会（書面表決）
	27日 第1回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
5月	11日 第1回 P T A 運営委員会
	28日 臨時本部役員会（オンラインミーティング）
	29日 P T A-1 DAY 講座 校内ツアー「芦国を知ろう！2024」開催
	31日 本部・国際交流チームミーティング（Web会議Zoom）
6月	13日 文化祭前日準備
	14日・15日 文化祭 芦国 T シャツ・芦国タオル販売
	27日 学校評議員会 文化祭片付け
7月	4日 教科書検定委員会
	6日 第2回本部役員会（Web会議Zoom）
	16日 文化祭片付け
8月	15日 第3回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
	22日 第1回「トライやる・ウィーク」推進委員会
9月	2日 オンライン進路学習会
	7日 第2回 P T A 運営委員会（Web会議Zoom）
10月	2日 体育大会 芦国 T シャツ・芦国タオル販売
	10日 新2年～新6年次本部役員希望・推薦調査フォーム配信
	17日 第4回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
11月	9日 第3回 P T A 運営委員会（Web会議Zoom）
	14日 第2回「トライやる・ウィーク」推進委員会
12月	5日 学校保健委員会
	11日 第1回ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」参加
	12日 第5回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
1月	13日 新2年～新6年次学年委員希望アンケートフォーム配信
	14日 第6回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
	20日 第4回 P T A 運営委員会（Web会議Zoom） 第7回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
2月	6日 合格者説明会 P T A 入会申込書・令和7年度学年委員希望調査票配布
	27日 卒業記念品贈呈式 第8回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
	28日 卒業式
3月	7日 学校評議員会
	18日 合唱コンクール P T A コーラス参加
	19日 P T A 予算委員会（Web会議Zoom）
	25日 入学者説明会 P T A 入会届・令和7年度学年委員希望調査票回収 新1年生学年委員選出
4月	28日 第9回 P T A 本部役員会（Web会議Zoom）
	5日 第5回 P T A 運営委員会
	8日 入学式
	18日 令和7年度 P T A 総会（書面表決）
	26日 新旧 P T A 役員引き継ぎ会

文化祭グループ活動報告			
4月	20日	第1回	文化祭グループミーティング（引継ぎ会時 芦国にて）
5月	11日	第2回	文化祭グループミーティング 第1回運営委員会後に芦国にて。
	18日	<ドリンク> グループミーティング	
	29日	<食品> グループミーティング (Zoom)	
6月	1日	<食品> グループミーティング (Zoom)	
	12日	<食品> グループミーティング (Zoom)	
	13日	文化祭前日準備	
	14日15日	文化祭にてPTAカフェ運営(食品、ドリンク販売)	
7月	文化祭活動報告記事作成		
9月	3日	文化祭活動報告 HP掲載&メルマガ配信	

体育大会グループ			
9月	7日	第1回	体育大会グループミーティング（Zoom）
9月	25日	PTA競技案内文HP掲載配布・メルマガ配信	
9月	26日	PTA競技案内文印刷・配布	
10月	2日	第21回体育大会にてPTA競技実施	
10月	15日	体育大会PTA競技活動報告記事作成	
10月	23日	体育大会PTA競技活動報告HP掲載&メルマガ配信	

広報グループ			
4月	20日	『先生紹介』アンケート作成	
5月	8日	『先生紹介』アンケート回答依頼（→学校）	
6月	10日	『先生紹介』記事確認（編集は業者委託）	
	12日	『校内ツアー』記事の最終確認（編集は業者委託）	
7月	10日	『先生紹介』記事公開	
8月	21日	『文化祭』記事の最終確認（編集は業者委託）	
9月	3日	『文化祭』記事公開	
10月	1日	『部活動紹介』アンケート回答依頼（→学校）	
	21日	『体育大会』記事の最終確認（編集は業者委託）	
	23日	『体育大会』記事公開	
11月	1日	『部活動紹介』記事確認（編集は業者委託）	
12月	9日	『部活動紹介』記事公開	
2月	1日	『17期生卒業特集』贈る言葉寄稿依頼（→学校）	
3月	3日	『17期生卒業特集』『学年Tシャツ』記事作成	
	10日	『17期生卒業特集』『学年Tシャツ』記事公開	

合唱コンクール			
11月	25日	PTAコーラスリーダー募集	
12月	13日	PTAコーラス募集案内配布・メルマガ配信	
	16日	合唱コンクール（PTA）楽譜印刷作業	
1月	30日	第1回合唱コンクールコーラス練習	
2月	15日	第2回合唱コンクールコーラス練習	
	27日	第3回合唱コンクールコーラス練習	
3月	6日	第4回合唱コンクールコーラス練習	
	18日	合唱コンクール PTAコーラス参加	

本部役員選考委員会活動			
9月	7日	第1回	本部役員選考委員会ミーティング（Zoom）
	25～30日	Googleアンケートフォーム/印刷案内文・メール案内文 作成作業完了	
	30日	案内文の最終版完成	
10月	2日	学校で案内文最終版の印刷	
	10日	印刷案内文配布、メール案内文配信	
	17日	アンケート回収締め切り（回答数110）	
11月	19日	「PTA本部役員募集のお知らせ及ひPTA存続についてのアンケート」配布 メルマガ配信、HP掲載（12月6日締め切り）	
2月	4日	「副会長1名募集のお知らせ」Classi配信	
	10日	次年度本部役員候補者内定	

各学年委員会活動			
1 年	9 月	20 日	第 1 回学年委員会
	10 月	28 日	懇親会案内文配布
		29 日	懇親会案内文HP掲載&メルマガ配信
	11 月	15 日	第 1 回学年懇親会
2 年	10 月	21 日	第 1 回学年委員会
	11 月	5 日	懇親会案内文配布、HP掲載&メルマガ配信
	12 月	13 日	第 1 回学年懇親会
3 年	5 月	10 日	第 1 回学年委員会
	10 月	4 日	第 2 回学年委員会
		17 日	懇親会案内のHP掲載&メルマガ配信
	11 月	19 日	第 1 回学年懇親会
	1 月	28 日	懇親会案内文配布、HP掲載&メルマガ配信
		23 日	第 3 回学年委員会
	2 月	20 日	第 2 回学年懇親会
4 年	9 月	17 日	第 1 回学年委員会
		28 日	懇親会案内文配布
		30 日	懇親会案内のHP掲載&メルマガ配信
	11 月	19 日	第 1 回学年懇親会
	1 月	24 日	第 2 回学年委員会
	2 月	20 日	懇親会案内文配布、HP掲載&メルマガ配信
	3 月	19 日	第 2 回学年懇親会
5 年	8 月	19 日	懇親会案内のHP掲載&メルマガ配信
		26 日	再配信（開催場所の変更の為）懇親会案内のHP掲載&メルマガ配信
	9 月	2 日	懇親会案内文配布
		19 日	第 1 回学年懇親会
6 年	4 月	28 日	第 1 回学年委員会
	5 月	13 日	学年主任の先生とミーティング
		22 日	第 1 回学年懇親会（進路説明会後）
	6 月	28 日	証書フォルダー発注
	7 月	12 日	卒業式コサージュ発注
	9 月	3 日	証書フォルダー納品
	9 月	5 日	証書フォルダー検品
		27 日	卒業式コサージュ納品
	10 月	1 日	卒業式コサージュ検品
	1 月	8 日	「卒業を祝う会」用お菓子発注
		29 日	お菓子納品、検品
	2 月	27 日	PTA寄贈品セッティング
		28 日	花束納品「卒業を祝う会」（学年集合記念撮影）開催

令和6(2024)年度 収 支 計 算 書

自. 令和6年4月1日 至. 令和7年3月31日

■一般会計

収入の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
前年度繰越金	1,172,739	1,172,739	0	
会費	2,784,000	2,717,500	△ 66,500	500円×生徒・教職員数×12ヶ月
活動・製作収入	0	125,953	125,953	文化祭売上(PTAカフェ、国際交流チーム)、芦屋グッズ(Tシャツ・タオル・缶バッジ)
雑収入	0	606	606	預金利息
当期収入合計	(2,784,000)	(2,844,059)	60,059	
収入合計	3,956,739	4,016,798	60,059	

支出の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
運営費	(1,360,000)	(1,114,878)	(△ 245,782)	
総務費	650,000	457,480	△ 192,520	交通費、各種負担金、業務委託手数料
事務費	240,000	209,792	△ 30,208	消耗品(コピー用紙、PTA名札、文房具)等、通信・印刷費、学校機器使用料、PTA本部パソコン1台
情報関連費	400,000	389,366	△ 10,634	HP運営費、サイボウズ利用料、ZOOM使用料、オンラインバンク使用料等
渉外費	70,000	57,580	△ 12,420	PTA保険
会費振込手数料	0	660	660	会費銀行振替手数料 4回/年
事業費	(1,454,000)	(1,200,181)	△ 253,819	
学年活動費	80,000	75,009	△ 4,991	各学年懇親会活動費
委員会活動費	30,000	10,630	△ 19,370	文化祭、体育大会、合唱コンクール、その他広報に関わる経費
チーム活動費	20,000	0	△ 20,000	ホームページチーム、国際交流チーム経費
交流活動費	80,000	76,605	△ 3,395	PTA1-Day講座、進路学習会(講演会) 等活動費
課外活動援助費	80,000	58,905	△ 21,095	横断幕2枚(カヌー部・科学部)
学校行事援助費	80,000	36,817	△ 43,183	体育大会、クリーンアップ芦屋活動費、合同スポーツ大会優勝カップ代
図書充実費	310,000	309,897	△ 103	学校図書室書籍
進路指導費	500,000	499,032	△ 968	進路関連図書・資料(過去入試問題集等)
卒業関連費	100,000	106,076	6,076	卒業証書ホルダー、コサージュ、花束代
環境整備費	24,000	27,210	3,210	卒業式の花鉢(10鉢)
その他活動・製作費	150,000	0	△ 150,000	PTAグッズ製作・購入費
周年行事積立金	0	0	0	R8(2026)年度まで積立一時中止(周年行事開催のための積立金)
寄付金	(780,000)	(780,000)	(0)	
前年度寄付金	1,003			
活動・製作収入分	117,876	780,000		「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付
前年度繰越金	661,121			
予備費	362,739	0	△ 362,739	
当期支出合計	(3,956,739)	(3,095,059)	△ 861,680	
次年度繰越金		(921,739)		
繰越金		721,739		
寄付金		0		
活動・製作収入分		125,953		「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付 ※令和7(2025)年度予算案参照
令和6年度収入分より		74,047		計200,000円
支出合計	3,956,739	4,016,798	34,892	

■ 寄付金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額		摘要
前年度繰越金	0	0		
寄付金	0	20,000		寄付1件
収入合計	0	20,000		

支出の部

(単位:円)

科目	予算金額	決算金額		摘要
寄付金	0	20,000		指定部へ寄付(テニス部)
次年度繰越金	0	0		
支出合計	0	20,000		

■ 周年行事積立金(別通帳)

収入の部

(単位:円)

項目	予算金額	決算金額		摘要
前年度繰越金	1,975,705	1,975,705		
R6(2024)年度積立金	0	0		
雑収入	0	904		利息
収入合計	1,975,705	1,976,609		

支出の部

(単位:円)

項目	予算金額	決算金額		摘要
	0	0		
次年度繰越金	0	1,976,609		
支出合計	0	1,976,609		

※10年ごとの周年行事積立金。
繰越金が十分のため、該当年度に在学する会員にて積立て。

監査報告

決算監査を実施した結果、適正であったことを報告いたします。

2025年4月3日

会計監査

嘉儀英里子

会計監査

辻富士美

令和 7 年（2025）度 P T A 本部役員・会計監査候補者一覧

本部役員	名前	学年等
会 長	北村 努	3 年
後期課程 副会長	古澤 裕子	6 年
前期課程 副会長	大野 昌彦	3 年
書 記	出野 直子	5 年
	志智 真巳	4 年
会 計	上田 薫	2 年
顧 問	野崎 雅弘	学校長
総 務	田中 慎一	後期課程 教頭
	山本 卓見	前期課程 教頭
	三上 勝也	事務長
会計監査	七條 紘哉	4 年
	七條 章子	4 年

令和 7（2025）年度事業計画 ~~（案）~~

内容	回数（期日）	備考
総会	1 回（4 月 1 8 日）	書面表決
本部役員会	6 回程度	
運営委員会	6 回程度	
各委員会	必要に応じ随時	
P T A 広報ページ作成	必要に応じ随時	
P T A 1－D a y 講座	1 回程度	
学年懇親会	1 ～ 3 回	
制服等リユース品配布	1 回程度	
進路学習会（学校と共催）	1 回	
P T A ホームページの更新・管理	随時	

また、下記の学校行事に協力参加する

■学校行事（予定）

6 月	文化祭
1 0 月	体育大会
1 1 月	トライやる・ウィーク
3 月	合唱コンクール
年 2 回（1 2 月・3 月）	ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」

令和 7（2025）年度 収支予算 ~~（案）~~

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
前年度繰越金	921,739	1,172,739	△ 251,000	
当期収入				
会 費	2,700,000	2,784,000	△ 84,000	500円×生徒・教職員(450人)×12ヶ月
活動・製作収入	0	0	0	PTAグッズの収入・文化祭収入
雑収入	0	0	0	預金利息他
合 計	(2,700,000)	(2,784,000)	(△84,000)	
収入合計	3,621,739	3,956,739	△ 335,000	

支出の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
運営費	(1,290,000)	(1,360,000)	(△70,000)	
総務費	900,000	650,000	250,000	交通費、各種負担金、業務委託手数料
事務費	190,000	240,000	△ 50,000	消耗品(印刷用紙、PTA名札、文房具)等、学校機器使用料、通信・印刷費等
情報関連費	130,000	400,000	△ 270,000	HP運営費(66,000円)、HP用サーバーレンタル料(10,478円)、サイボウズ利用料(10,890円)、ZOOM使用料(26,315円) 等
渉外費	70,000	70,000	0	PTA保険
事業費	(1,622,000)	(1,454,000)	(168,000)	
学年活動費	80,000	80,000	0	各学年親睦活動費
委員会活動費	30,000	30,000	0	委員会活動費(文化祭、体育大会、合唱コンクール)
チーム活動費	10,000	20,000	△ 10,000	国際交流チーム活動費
交流活動費	150,000	80,000	70,000	PTA1-Day講座、進路学習会(講演会)等活動費、その他の企画
課外活動援助費	90,000	80,000	10,000	横断幕
学校行事援助費	150,000	80,000	70,000	クリーンアップ芦屋、ディベート大会等の横断幕、体育大会ドリンク配布
図書充実費	310,000	310,000	0	図書館等の書籍・資料の充実費
進路指導費	500,000	500,000	0	進路関連図書・資料費
卒業関連費	120,000	100,000	20,000	証書ホルダー、コサージュ、花束
環境整備費	32,000	24,000	8,000	卒業式・入学式の花苗購入費
その他活動・製作費	150,000	150,000	0	PTAグッズの製作・購入費
周年行事積立金	0	0	0	周年行事開催のための積立金(R8(2026)年度まで積立一時中止)
寄付金	(200,000)	(780,000)	△ 580,000	
前年度寄付金	0	1,003	△ 1,003	
前年度活動・製作収入分	125,953	117,876	8,077	「県立学校環境充実応援プロジェクト」寄付 ※1
前年度繰越金	74,047	661,121	△ 587,074	
合 計	3,112,000	3,594,000	△ 482,000	
予備費(繰越金)	509,739	362,739		
支出合計	3,621,739	3,956,739	△ 335,000	

※1 「県立学校環境充実応援プロジェクト」とは
「ふるさとひょうご寄附金の応援メニューの1つで、教育の一層の活発化を図るため、学校毎に寄附金活用事業を設定し、学校機能向上、学校の特色づくりや部活動の応援、教育環境の充実等に充てます。」 ※兵庫県教育委員会HPより抜粋
本校において、P T A運営委員会や生徒が授業で利用する管理棟2階会議室のエアコン設置を目標としています。

■ 寄付金(別通帳)

収入の部 (単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
2024年度繰越金	0	0	0	
2025年度寄付金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年度 収支予算 ~~案~~

■ 周年行事積立金(別通帳) ※10年ごとの周年行事積立金。
繰越金が十分のため、該当年度に在学する会員にて積立て。

収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
2024年度繰越金	1,976,609	1,975,705	904	
2025年度積立金	0	0	0	R8(2026)年度まで積立一時中止
合 計	1,976,609	1,975,705	904	

兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A 規約改正の提案

規約第 6 条 4 項に基づき、以下のように規約の改正を提案いたします。

- ◆改正理由 ① 運営を円滑にするための文言追加【 】。
- ◆改正理由 ② 広報委員会廃止のための条文の削除 _____、変更 _____()、追加【 】。

①第 1 章 総則<名称><施行期日>

第 1 章 総則

<名称>

第 1 条 本会は兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A と称する。本会の事務所【及び所在地(芦屋市新浜町 1-2)】は兵庫県立芦屋国際中等教育学校内に置く。

附 則

<施行期日>

- 1 この規約は平成 1 5 年 5 月【1 日】より実施する。
(平成 1 7 年 4 月 2 9 日改訂)
(平成 1 8 年 4 月 2 9 日改訂)
(平成 1 9 年 4 月 2 8 日改訂)
(平成 2 1 年 4 月 2 5 日改訂)
(平成 2 5 年 4 月 2 7 日改訂)
(平成 2 9 年 4 月 2 3 日改訂)
(令和 2 年 5 月 1 5 日改訂)
(令和 4 年 4 月 2 3 日改訂)
(令和 5 年 4 月 2 2 日改訂)
【(令和 7 年 4 月 1 8 日改訂)】

②第 2 章 組織<機関><運営委員会・本部役員会・各委員会>

第 3 章 役員及び委員等<委員><本部役員・学年委員・会計監査の任務><本部役員・会計監査・委員の選出>

第 2 章 組織

<機関>

- 第 5 条 本会に次の機関を置く。
 - (1) 総 会
 - (2) 運 営 委 員 会
 - (3) 本 部 役 員 会
 - (4) 学 年 委 員 会
 - ~~(5) 広 報 委 員 会~~
 - ~~(6) (5) 文 化 委 員 会~~
 - ~~(7) (6) 予 算 委 員 会~~
 - ~~(8) (7) 本部役員選考委員会~~
- 【2】 【文化委員会内に学校行事ならびに P T A 活動に合わせたグループを置くものとする。】
【文化委員会内の組織は本部役員会にて決定し、運営委員会にて報告する。】

<運営委員会・本部役員会・各委員会>

- 第 7 条 運営委員会は、本部役員、顧問、総務及び学級(学年)委員をもって構成し、年 6 回程度開催する。
運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を
定員の過半数の承認をもって行うことができる。
- 2 本部役員会は、役員をもって構成し、年 6 回程度開催する。ただし、役員会には必要に応じて
学年委員長・広報委員長・文化委員長【各グループリーダー】が出席するものとする。
- 3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学年委員で構成する。
- ~~4 広報委員会は、学年委員からなる広報委員で構成する。~~
- ~~5 (4) 文化委員会は、学年委員からなる文化委員(グループメンバー)で構成する。~~
- ~~6 (5) 予算委員会は、本部役員及び総務をもって構成する。ただし、必要に応じて各委員会委員長【及びグループリーダー】等が出席するものとする。~~
- ~~7 (6) 本部役員選考委員会は、学年委員からなる本部役員選考委員をもって構成する。また、必要に応じて本部役員が出席する。~~
- ~~8 (7) 各委員会には、各委員の互選による正副委員長【及びリーダー】を置き、必要に応じて随時開催する。~~
ただし、予算委員会の委員長、副委員長は、会長、副会長とする。

第 3 章 役員及び委員等

〈委員〉

第 1 0 条 本会の委員は下記の通りとする。

学年委員 2 4 名(文化委員 1 2 (2 4) 名、広報委員 1 2 名) 教職員(若干名)

〈本部役員・学年委員・会計監査の任務〉

第 1 2 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。
- 3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。
- 4 会計は本会のすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に供するとともに、必要に応じて会計報告をする。
- 5 学年委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。
- 6 学年委員のうち文化委員 (グループメンバー) は、P T A の文化活動の企画・運営を行う。
広報委員は、P T A の広報活動を行う。
- 7 本部役員選考委員は、次期役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。
- 8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。
また、本部役員会に出席することができる。

〈本部役員・会計監査・委員の選出〉

第 1 3 条 本部役員選考委員は、会員全体に対して、本部役員への希望調査を実施し

本部役員候補者を本部役員選考委員会へ推薦する。

- 2 前項の規定により本部役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を
選出し、総会において決定する。本部役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。
- 3 会計監査は、本部役員経験者の中から本部役員選考委員会が選出し、総会において承認を得る。
- 4 学年委員は、学年ごとに 4 名選出し、4 名のうち 2 名ずつが広報委員・文化委員 (グループメンバー) を担当する。
- 5 本部役員選考委員は、1 年生から 5 年次生までの各学年委員の中から 1 名ずつ選出する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A 規約

第 1 章 総則

<名称>

第 1 条 本会は兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A と称する。本会の事務所は兵庫県立芦屋国際中等教育学校内に置く。

<目的>

第 2 条 本会は、家庭と学校の連絡を密にして、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする社会教育団体であり、特定の宗教や政党の色彩及び営利を目的としない。

<活動方針>

- 第 3 条 本会の目的を達成するために、次の方針により活動を行う。
- (1) 学校教育の目的を達成するため、学校の事業に対して協力する。
 - (2) 家庭や地域社会における生徒の健全育成の充実に図る。
 - (3) 生徒の健全育成を図るため、保護者、教職員のための研修活動を行う。

第 2 章 組織

<会員>

- 第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。
- 2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
 - 3 この会の入会希望者は、入会届を提出する。
 - 4 この会の退会は下記のとおりとする。
 - イ) 自動退会：子の卒業、転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会となる。
 - ロ) 任意退会：自由意志によって退会するものは退会届を提出する。納入済み会費は返還しない。

<機関>

- 第 5 条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総 会
 - (2) 運 営 委 員 会
 - (3) 本 部 役 員 会
 - (4) 学 年 委 員 会
 - (5) 広 報 委 員 会
 - (6) 文 化 委 員 会
 - (7) 予 算 委 員 会
 - (8) 本部役員選考委員会

<総会>

- 第 6 条 定例総会は本会の最高議決機関であり、毎年 1 回開催し、役員・会計監査の決定の承認を得るとともに予算及び決算、その他重要事項を審議する。
- 2 総会は、委任状を含め、家庭数の 3 分の 1 以上をもって成立する。
 - 3 総会の議決権は出席者の過半数をもって認める。
 - 4 規約の改廃は、総会の決議を経て、総会の過半数の承認を得なければならない。
 - 5 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき及び家庭数の 2 割以上の要求(趣旨・署名)がある時、会長がこれを召集する。
 - 6 総会及び臨時総会の開催は、運営委員会で承認を得て、書面または Web にて開催することができ、書面または Web による回答の過半数をもって議決することができる。 また全ての総会は同じ効力を持つ。

<運営委員会・本部役員会・各委員会>

- 第 7 条 運営委員会は、本部役員、顧問、総務及び学級委員をもって構成し、年 6 回程度開催する。
- 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を定員の過半数の承認をもって行うことができる。
- 2 本部役員会は、役員をもって構成し、年 6 回程度開催する。ただし、役員会には必要に応じて学年委員長・広報委員長・文化委員長が出席するものとする。
 - 3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学年委員で構成する。
 - 4 広報委員会は、学年委員からなる広報委員で構成する。
 - 5 文化委員会は、学年委員からなる文化委員で構成する。
 - 6 予算委員会は、本部役員及び総務をもって構成する。ただし、必要に応じて各委員会委員長等が出席するものとする。
 - 7 本部役員選考委員会は、学年委員からなる本部役員選考委員をもって構成する。また、必要に応じて本部役員が出席する。
 - 8 各委員会には、各委員の互選による正副委員長を置き、必要に応じて随時開催する。ただし、予算委員会の委員長、副委員長は、会長、副会長とする。

第 3 章 役員及び委員等

〈役員〉

第 8 条 本会の役員は下記の通りとする。

本部役員 6 名 学年委員 2 4 名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)

〈本部役員〉

第 9 条 本会の本部役員は下記の通りとする。

会長 1 名 副会長 2 名(前期課程 1 名、後期課程 1 名) 書記 2 名 会計 1 名

〈委員〉

第 1 0 条 本会の委員は下記の通りとする。

学年委員 2 4 名(文化委員 1 2 名、広報委員 1 2 名) 教職員(若干名)

〈会計監査〉

第 1 1 条 会計監査は 2 名とする。

〈本部役員・学年委員・会計監査の任務〉

第 1 2 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。

3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。

4 会計は本会のすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に供するとともに、必要に応じて会計報告をする。

5 学年委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。

6 学年委員のうち文化委員は、P T A の文化活動の企画・運営を行う。

広報委員は、P T A の広報活動を行う。

7 本部役員選考委員は、次期役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。

8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。

また、本部役員会に出席することができる。

〈本部役員・会計監査・委員の選出〉

第 1 3 条 本部役員選考委員は、会員全体に対して、本部役員への希望調査を実施し

本部役員候補者を本部役員選考委員会へ推薦する。

2 前項の規定により本部役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を選出し、総会において決定する。本部役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。

3 会計監査は、本部役員経験者の中から本部役員選考委員会が選出し、総会において承認を得る。

4 学年委員は、学年ごとに 4 名選出し、4 名のうち 2 名ずつが広報委員・文化委員を担当する。

5 本部役員選考委員は、1 年生から 5 年次生までの各学年委員の中から 1 名ずつ選出する。

〈役員・委員・会計監査の任期〉

第 1 4 条 本部役員・委員・会計監査の任期は、いずれも 1 年とし、再任を妨げない。

2 本部役員・委員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会に一任する。

第 4 章 会 計

〈会計年度〉

第 1 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

〈会 費〉

第 1 6 条 会員は会費として毎月 5 0 0 円を納めるものとする。ただし、家庭の事情により収めることのできないものは会長及び顧問の判断により会費の免除を受けることができる。

第 1 7 条 本会の経費は会費をもってあてる。

第 1 8 条 本会所有の会費は会計がこれを保管し、運営委員会で指定した金融機関に預金する。

第5章 そ の 他

<個人情報保護取扱>

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第20条 本会の活動上必要な事項は、運営委員会の決議を経て別に細則を定める。

第21条 本会の活動上必要に応じて、各種委員会を運営委員会の決議を経て設置できる。

附 則

<施行期日>

- 1 この規約は平成15年5月より実施する。
(平成17年4月29日改訂)
(平成18年4月29日改訂)
(平成19年4月28日改訂)
(平成21年4月25日改訂)
(平成25年4月27日改訂)
(平成29年4月23日改訂)
(令和2年5月15日改訂)
(令和4年4月23日改訂)
(令和5年4月22日改訂)

■ 本部役員・学年委員・会計監査の選出に関する細則

<役員等の選出に際しての配慮事項>

- 第1条 兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A 規約第13条に規定する本部役員、学年委員及び会計監査の選出にあたっては、次の事項に配慮し、該当者より辞退届が提出された場合は受理することとする。
- (1) 過去2年以内に、本部役員、会計監査、学年委員を経験している。
 - (2) 次年度に他校の役員が内定している。
 - (3) その他、本部役員選考委員会がやむを得ない事情があると認められる場合。

附 則

<施行期日>

- 1 この規約は平成15年5月より実施する。
(平成18年4月29日改訂)
(令和2年5月15日改訂)

■ 課外活動に関する細則

本細則は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校の生徒による課外活動の活性化を目的として、本校 P T A がその予算において、課外活動における優秀な成績を称える掲示を出すための費用を支出し、予算を公平・公正かつ適時に執行するために制定する。

第1条 掲示の補助対象

- 1 本細則で補助対象となる課外活動に関する大会とは、部活動、同好会、その他、ディベート大会など、生徒たちの部活動に準ずる、文化的または体育的活動に関する大会で、以下の条件をすべて満たすものとする。
ただし、部活動、同好会に関しては、(3)を条件としない。
(1) 学校長が参加を承認したもの
(2) 県の代表、またはこれに準ずるか、それ以上の資格で参加するもの
(3) 生徒が公平に参加の機会を与えられたもの
- 2 本条による費用の支出には、運営委員会の承認を要する。ただし、適切な時期に掲示を行うために必要な場合、会長は、役員及び会計監査と協議の上、本条による支出をするかどうかを決定することができ、この場合、会長は、直後の運営委員会にて、この決定を報告する。

第2条 財源

本細則による補助・支出の財源は、原則、部活動及び同好会に関する大会・掲示については、課外活動援助費、その他の大会・掲示については、学校行事援助費とする。

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は平成30年5月より実施する。
(令和2年5月15日改訂)
(令和6年4月20日改訂)

■ 細則 兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A ホームページ運用規定

第1条 この規程は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A ホームページ(以下「ホームページ」という)の運営について定める。

第2条 ホームページは、会員の情報発信を主な目的として開設し、原則として次のものを掲載する。

- (1) P T A から会員への連絡
- (2) P T A 活動や行事の案内
- (3) その他、P T A が必要と認めたもの

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は令和2年5月15日より実施する。
(令和3年4月3日改訂)
(令和4年4月23日改訂)

兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A 個人情報取扱規則

<目的>

- 第 1 条 兵庫県立芦屋国際中等教育学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

<責務>

- 第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

<管理者>

- 第 3 条 本会における個人情報保護管理者（以下、「管理者」という。）は、P T A 会長とする。
- 2 管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

<取扱者>

- 第 4 条 本会における個人情報の取扱者は、P T A 役員ならびに各チーム代表者とする。

<秘密保持義務>

- 第 5 条 管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

<収集方法>

- 第 6 条 個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を明示し、適正かつ公正な手段によって行う。
- また、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
- 2 管理者・代理管理者以外が個人情報を収集するときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

<利用>

- 第 7 条 取得した個人情報は、下記の業務遂行・目的のために利用する。
- （１） 会費集金、業務管理、その他の文書の配付、掲示及び連絡等
- （２） 参加者名簿、役員名簿、委員会名簿等の作成および掲示等

<利用目的による制限>

- 第 8 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

<安全管理及び保管等>

- 第 9 条 本会は保有する個人情報の安全性を確保するため、別途「個人情報取扱内規」を定め、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止に努めるものとする。
- 2 不要となった個人情報は管理者指示のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 3 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど、適切な状態で保管することとする。持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 4 個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

<第三者提供の制限>

- 第 1 0 条 個人情報は下記に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- （１） 法令に基づく場合
- （２） 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- （３） 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合
- （４） 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合

<個人情報の共同利用>

- 第 1 1 条 芦屋国際中等教育学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

〈第三者提供に係る記録の作成等〉

- 第 1 2 条 個人情報を第三者（第 1 0 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。
- （１） 第三者の氏名
 - （２） 提供する対象者の氏名
 - （３） 提供する情報の項目
 - （４） 対象者の同意を得ている旨

〈第三者提供を受ける際の確認等〉

- 第 1 3 条 第三者（第 1 0 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保管する。
- （１） 第三者の氏名
 - （２） 第三者が個人情報を取得した経緯
 - （３） 提供を受ける対象者の氏名
 - （４） 提供を受ける情報の項目
 - （５） 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

〈情報開示等〉

- 第 1 4 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

〈漏えい時などの対応〉

- 第 1 5 条 個人情報を漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

〈研修〉

- 第 1 6 条 本会は、P T A 役員ならびに各チーム代表者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

〈苦情の処理〉

- 第 1 7 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

〈改正〉

- 第 1 8 条 本会の「個人情報取扱規則」は運営委員会において改正し、総会にて報告する。

〈雑則〉

- 第 1 9 条 H P 掲載の個人情報取扱方針ならびにサイトポリシーは運営委員会において変更する。

附 則

〈施行期日〉

- 1 この規則は令和 5 年 4 月 2 2 日より実施する。